



鳥友

令和7年10月発行 第48号



発行



一般社団法人 三重県獣友会

<https://mie-ryoyu.jp/>

〒514-0003 津市桜橋1丁目104 三重県林業会館内 TEL 059-228-0923 FAX 059-228-0988

獵友 第48号

会長 挨拶	1
三重県農林水産部獣害対策課長 ご挨拶	2
三重県警察本部生活安全部生活安全企画課長 ご挨拶	3
第62回 通常総会開催	4
三重県獵友会役員名簿	4
令和6年度 決算	5
獵銃等事故の絶無を目指して	6
三重県警察本部生活安全部生活安全企画課	
令和7年度 三重県獵友会安全狩獵射撃大会開催	8
令和7年度 初心者狩獵免許取得予備講習会の開催	9
令和8年度 獵銃等講習会開催予定表(初心者・経験者)	10
獵銃の更新手続き	13
令和6年度 三重県における事故発生状況等一覧	14
狩獵事故共済事業について	14
安全狩獵用帽子・ベストの配布、取り扱いについて	14
【様式1】事故発生概況報告書	15
獵犬飼育の心構え	16
狩獵者の守るべき要注意事項	16
鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律による罰則一覧	18
ニホンジカ、イノシシの捕獲制限等の緩和状況	19
令和6年度 狩獵捕獲数と有害捕獲数	20
新規第一種銃獵構成員支援助成金・獵銃譲渡促進助成金	21
網獵・わな獵に使用する獵具の標識について	21
会員数推移／狩獵指導員名簿	22
キジの放鳥事業／実のなる木植栽運動	23
令和7年度 支部一覧／令和6年度 支部別会員数	24
新規会員支援助成金について	24

ご挨拶



一般社団法人 三重県猟友会
会長

中垣 和穂

「猟友」48号の発行と、令和7年度の猟期を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

平素は三重県猟友会の活動に対しまして、公安委員会や県・市町のご指導ご鞭撻、そして、会員皆様方のご支援ご協力を頂いておりますこと、誠に心強く深く感謝申し上げます。

さて、今年は市街地へのクマの出没やクマによる人身被害のニュースが後を絶ちません。クマの目撃情報は、ここ三重県においても過去最高の件数を数えています。令和6年度は、162件ものツキノワグマの目撃が報告されました。

また、県内の獣医師が、飼い猫を治療中にマダニの持つウイルスに感染して命を落とす、というニュースがあったことも記憶に新しいところです。

野山を歩いて狩猟する者にとっては、クマもマダニも人ごとでは済まされない存在です。これまでにも増して準備と用心を心がけていきたいものです。

本年度の主な行事として、4月に近畿連合猟友会定時総会が奈良県で開催されました。6月には大日本猟友会定時総会が東京で開催されました。また、三重県猟友会通常総会を津市で開催しました。同じく6月に三重県猟友会安全狩猟射撃大会を三重県上野射撃場で開催しました。各グループの優勝者は、9月に岩手県で開催された大日本猟友会安全狩猟射撃全国大会に出場しました。また、6月と7月に津市と南牟婁郡で開催しました初心者狩猟免許取得予備講習会には277名の参加がありました。受講生の皆さんのがんばりを願っているところです。10月には都道府県猟友会会長会議が島根県で開催されます。

更に今後の予定として、キジの放鳥事業と実のなる木の植栽運動を計画しています。

最後に、狩猟は安全第一です。会員の皆様におかれましては、ツキノワグマの出没やマダニ被害に注意して頂くとともに、狩猟者としての高い安全意識を保って活動して頂くことをお願い致します。

皆様方のご健康とご多幸をお祈りし、今猟期、無事故無違反で終えることを祈念して、ご挨拶とさせて頂きます。

ご挨拶



三重県農林水産部
獣害対策課長

山 越 裕

「獵友第48号」の発刊にあたり、会員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

獵友会の皆様方におかれましては、平素より狩猟マナーの向上、有害鳥獣捕獲の推進、並びに狩猟免許試験をはじめとした県の狩猟行政や獣害対策に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

獣害被害は、農林水産業被害に留まらず、列車との衝突事故や家屋への浸入等の被害も増加傾向にあります。三重県では指定管理鳥獣捕獲等事業により衝突事故の多い鉄道沿線などでニホンジカおよびイノシシの捕獲を実施し、獵友会の皆様におかれても捕獲に取り組んでいただいた結果、衝突件数が減少したとの報告をいただいております。

また、ツキノワグマにつきましては令和6年度から出没が相次いでおり、令和7年度も依然として多くの目撃情報が報告されています。全国ではツキノワグマによる人身被害も発生しています。そのような中、令和7年9月から市街地に出没したツキノワグマに対して市町の判断により緊急銃猟が実施できるよう鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が施行されました。三重県においても獵友会と連携しながら、ツキノワグマによる人身被害の防止に努めてまいります。

ニホンジカ、イノシシにつきましては第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を計画しています。今後とも計画的な鳥獣保護管理行政の推進と、農林水産業被害の軽減に努めてまいりますので、県と地域が一体となった狩猟行政や獣害対策の推進に、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、獵友会のますますのご発展と皆様のご健勝を祈念してご挨拶とさせていただきます。

事故のない安全な狩猟を



三重県警察本部
生活安全部生活安全企画課長
須川 洋幸

秋麗の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

今年も狩猟期間を迎えますが、事故なく安全に実施していくだくようお願いします。

さて、せっかくの機会ですので、最近の猟銃等を取り巻く情勢等について 2 点申し上げます。

1 点目は、本年 3 月 1 日に施行された「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」についてです。

これまで、「ハーフライフル銃」(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの 1/5 以上 1/2 以下のもの) と呼ばれていた猟銃が「ライフル銃」となったほか、猟銃等の許可用途に供していない、いわゆる「眠り銃」の所持許可が取り消されるまでの期間が 2 年に短縮されるなどの規制強化が主な内容となっています。

帳簿の記載事項についても、使用状況を管理しやすいように、使用した猟銃の許可番号（銃番号でも可）を記載するなどが変更となっています。

皆様には経験者講習会等のあらゆる機会でお伝えしているところですが、猟仲間などへの周知について、御協力をお願いします。

2 点目は、クマ、イノシシの人の生活圏への侵入の増加についてです。

全国でクマ等による被害が発生しております。昨年は三重県内でも人身被害が発生したほか、今年も多数の目撃情報が寄せられており、ツキノワグマへの対応や有害鳥獣駆除など、皆様に対する県民の期待はこれまで以上に高まっているところです。

当然ながら、皆様方のご活躍は、事故なく安全な猟銃使用が前提となりますので、どうか引き続き、各法令の趣旨を踏まえ、基本に則った適正な猟銃等の取扱い、保管、管理に努めていただくようお願いします。

結びに、三重県猟友会の更なる御発展と、会員の皆様の益々の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。



第62回 通常総会 開催

令和7年6月20日(金) メッセウイング・みえにおいて、第62回通常総会を開催しました。

三重県獣友会中垣会長の挨拶後、功労者4名に大日本獣友会会長より表彰状が授与されました。

その後、来賓の三重県農林水産部獣害対策課長 山越裕様、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課長 須川洋幸様から祝辞をいただき、議事に入りました。議長には、亀山支部の高島真氏が選任され、議事の審議に入り第1号議案「令和6年度事業報告及び収支決算報告」、第2号議案「令和7年度事業計画及び収支予算」、第3議案「定款の一部改正」について原案のとおり満場一致で承認されました。

大日本獣友会長表彰(4名)

功労者表彰を受けられた方々

正岡 茂(四日市支部)

世古吉平(伊勢支部)

森仲定實(伊賀支部)

落合豊光(鈴鹿支部)

令和7年度 三重県獣友会 役員名簿

氏名	支部	委員会
顧問		
山本教和		

氏名	支部	委員会
松岡繁	南伊勢	

氏名	支部	委員会
中垣和穂	伊賀	

氏名	支部	委員会
松本栄治	志摩	
伊藤 覚	松阪	
仲森基之	紀南	
梅田成壽	伊勢	
黒川喜信	津	
三宅博之	桑名	

総務委員会

氏名	支部	委員会
山尾章	亀山	自然環境対策委員会
正岡茂	四日市	
中西辰生	大紀	
近藤正人	いなべ	
井口圭司	度会	
棚瀬賢一郎	菰野	
岡村信彦	鳥羽	事故防止委員会
北川治生	鈴鹿	
垣本佳之	名張	
朝比奈邦光	南伊勢	

氏名	支部	委員会
浦林敏生	多気	事故防止委員会
森徹也	尾鷲	
山口和宏	玉城	

令和6年度 決 算

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

単位：円

科 目	6 年度	摘 要
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
①特定資産運用益	824	預金利息
②受取会費	15,396,400	大日本会費・県猶会費
③事業収益	88,901,686	登録事務委託事業・認定事業・初心者講習会費・狩獵共済費
④受取補助金等	4,146,000	大日本助成金・三重県補助金
⑤雑収益	606,955	広告料・事務手数料
経常収益計	109,051,865	
(2) 経常費用		
①事業費	100,188,443	登録事務委託事業・認定事業・初心者講習会費・狩獵共済費
②管理費	14,646,582	会議費・事務費・共通管理費
経常費用計	114,835,025	
当期経常増減額	△5,783,160	
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計	0	
(2) 経常外費用		
経常外費用計	0	
当期経常外増減額	0	
税引前一般正味財産増減額	△5,783,160	
当期一般正味財産増減額	△5,783,160	
一般正味財産期首残高	98,211,479	
一般正味財産期末残高	92,428,319	
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	
指定正味財産期首残高	0	
指定正味財産期末残高	0	
III 正味財産期末残高	92,428,319	

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

単位：円

科 目	6 年度	科 目	6 年度
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
流動資産合計	128,303,902	流動負債合計	63,636,314
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 特定資産合計	22,637,662	固定負債合計	834,800
(2) その他固定資産合計	5,957,869	負債合計	64,471,114
資産合計	156,899,433	III 正味財産の部	
		1. 一般正味財産	92,428,319
		正味財産合計	92,428,319
		負債及び正味財産合計	156,899,433

猟銃等事故の絶無を目指して

三重県警察本部生活安全部生活安全企画課

1 はじめに

狩猟シーズンを迎えるに当たり、諸準備に多忙な毎日をお過ごしのことと存じます。猟期前には、いわゆる猟銃前練習*を行い、正しい銃の取扱いと射撃技能の向上に努め、自信とゆとりを持った安全な猟獵を行ってください。

* 猟銃前練習…猟期期間内において初めて猟銃を使用して猟獵を行う前に、指定射撃場において猟獵に用いる各猟銃ごとに行う射撃練習

●重傷者 6 名

●軽傷者 7 名

でした。

(2) 態様別状況【別表2】

猟銃等事故を発生態様別にみると、

●自損事故 6 件

●他損事故 6 件

でした。このうち、他損事故の被害者の内訳は、

●共猟者 4 件

●その他 2 件

でした。

(3) 発生原因別状況【別表3】

猟銃等事故を発生原因別にみると、

●暴発 9 件

●矢先の安全不確認 1 件

●その他(不明等を含む。) 2 件

でした。

2 令和6年中の猟銃等事故(自殺を除く)

(1) 発生状況【別表1】

猟銃等事故の発生件数は12件(前年比+2件)でした。

死傷者数は14人で、内訳は

●死者 1 名

【別表1】猟銃等事故の発生状況

区分	年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比
発生件数		12	6	14	10	12	+2
死傷者数		12	6	14	12	14	+2
死 者		2	1	3	0	1	+1
重傷者		4	4	8	4	6	+2
軽傷者		6	1	3	8	7	-1

【別表3】猟銃等事故の発生原因別状況

区分	年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比
発生件数		12	6	14	10	12	+2
暴 発		8	2	10	5	9	+4
矢先の 安全不確認		4	3	3	4	1	-3
獲物と間違い誤射		0	1	1	1	0	-1
その他		0	0	0	0	2	+2

※「その他」は「不明」等を含む。

【別表2】猟銃等事故の態様別状況

区分	年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比
発生件数		12 (2)	6 (1)	14 (3)	10	12 (1)	+2 (+1)
自損事故		6 (2)	2	6 (2)	4	6 (1)	+2 (+1)
他損事故		6	4 (1)	8 (1)	6	6	±0
被害者種別	共猟者	2	2 (1)	5 (1)	5	4	-1
	同行者	0	0	0	0	0	±0
	その他	4	2	3	1	2	+1

※()内は死亡事故件数

【別表4】猟銃等事故の狩猟経験年数別状況

区分	年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比
発生件数		12 (2)	6 (1)	14 (3)	10	12 (1)	+2 (+1)
5年未満		2	0	3	1	2	+1
5~10年未満		0	1	2	1	2	+1
10~20年未満		2	1	0	3	3	±0
20~30年未満		1	1	0	1	1	±0
30年以上		7 (2)	3 (1)	8 (3)	4	4 (1)	±0 (+1)

※()内は死亡事故件数

(4) 狩猟経験年数別状況【別表4】

猟銃等事故を狩猟経験年数別でみると、所持年数に関係なく発生しています。令和2年以降、狩猟経験年数が30年以上のベテランハンターの事故が最も多く、令和6年は全体の3割を超えました。

3 事故防止策

(1) 暴発事故の防止策

駐車中の自動車内における暴発事故や指が引き金に誤ってかかったことなどによる暴発事故が発生しています。令和2年以降、暴発事故が最も高い割合で発生しています。

暴発事故の防止策は、
●不當装填をしないこと
●猟銃を安易に取扱わないこと
です。

実包は、発射の条件が整うまでは装填せず、発射しなかった場合等は、必ず脱包してください。また、発射する直前まで用心金の中に指を入れないほか、実包を装填したら猟銃等に衝撃を与えないようにしてください。また、粗暴な取扱いは厳禁です。

(2) 矢先の安全不確認による事故の防止策

周囲の安全を確認せずに発射したことにより、共猟者等が死傷する事故が発生しています。矢先の安全不確認による事故は暴発事故に次いで多い事故であり、その主な原因是「安全に対する配慮を欠いた無謀な発射」にあります。

あらかじめ、猟場の地形環境等の下見を行うほか共猟者との位置関係等を事前に確認し、猟銃等を発射するときは、必ず矢先の安全を確認してください。

(3) 獲物と間違った誤射による事故の防止策

令和6年中は誤認発射による事故はありませんでしたが、過去には、人を獲物と誤認して発射し、共猟者等が死傷する事故が発生しています。誤認発射は、撃つ対象を「獲物だろう」と思い込んで発射するため、他の事故と比較して弾が命中する確率が高く、死亡事故等の重大事故に発展する危険性が極めて高くなります。共猟者との位置関係等を確実に把握するほか、自身の目で判別できない限りは「もしかしたら人かもしれない」という考えを常に持ち、自身の目で獲物と見極めてから発射してください。

4 おわりに

過去の事故事例を教訓とし、狩猟を行うに当たっては「猟銃等による事故は絶対に発生させない」という強い自覚を持ってください。

猟銃等による悲惨な事故を発生させないためには、平素から射撃訓練を行うことが大事です。狩猟前練習等を通じて不安を解消し、猟銃等の操作及び射撃に関する技能の維持向上に努め、事故の絶無を期してください。

狩猟期前には 射撃練習を しましよう



猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければなりません。特に、狩猟の用途に供するため猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間内に初めて猟銃を使用して狩猟する前に、指定射撃場において、狩猟において用いる各猟銃による射撃練習を行なうよう努めなければなりません(銃刀法第10条2)。

発生した狩猟事故について、その原因を検討してみると、猟期ごとに1~2度狩猟に出かけるだけで、「猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上」を図るための「平素の射撃訓練」の不足を指摘することができます。

令和7年度 三重県獣友会安全狩猟射撃大会開催



入賞者

第55回三重県獣友会安全狩猟射撃大会が令和7年6月15日(日)に伊賀市蓮池の上野射撃場にて開催されました。

大会当日は、朝早くからたくさんの方々にお集まりいただきました。

午前8時半から開会式が行われ、中垣会長の挨拶に引き続き、来賓の三重県農林水産部獣害対策課長 山越裕様よりご祝辞をいただきました。次に四日市支部の徳山将義氏による選手宣誓が行われ、その後、棚瀬審判から競技に係る注意事項の説明があり、総勢36名の選手が競技に入りました。



選手宣誓

この大会の趣旨は、『狩猟における猟銃使用に起因する事故・違反防止の徹底を図るために、猟銃

の安全な操作技術・安全な保管管理の徹底並びに取り

〈三重県獣友会長賞〉受賞者	
優 勝	棚瀬 賢一郎(菰野支部)
準優勝	丸山 拓也(玉城支部)
3 位	棚瀬 裕貴(菰野支部)

扱いのマナーを向上させる』ことにあります。審判員等、多くの方々にご協力いただき、本年度も無事故で午後3時頃、全日程を終了しました。

令和8年度の大会開催日につきましては決定次第お知らせしますので、未だご参加いただいたことのない会員様も奮ってご参加ください。

令和7年9月28日(日)に安全狩猟射撃全国大会が岩手県で開催されました。三重県獣友会安全狩猟射撃大会で上位の成績を収めた方が出場されました。



出場者	Ⓐ 60歳以下クラス 棚瀬 賢一郎(菰野支部)	7位/47人
	Ⓑ 61歳以上クラス 立井 久行(伊勢支部)	8位/45人
	Ⓒ レディースクラス 丸山 愛己(玉城支部)	9位/42人
	団体順位 三重県	6位/47都道府県

狩猟期前には必ず射撃練習をしましょう。

上野射撃場 営業カレンダー

獵期期間中・ 期間外問わず	月	火	水	木	金	土	日
	×	○	○	○	○	○	○

射撃場に行かれる際は、前もって予約または空き状況を確認してからお出掛け下さい。

〒518-0813 伊賀市蓮池987 TEL 0595-36-9191

上野射撃場

★月曜日が祝日の場合は、営業します。
火曜日が振替休日となります。

★年末年始の日程は、直接お問い合わせください。

令和7年度 初心者狩猟免許取得予備講習会の開催

本会主催の令和7年度初心者狩猟免許取得予備講習会が、6月7日(土)・7月12日(土)にメッセウイング・みえで開催されました。

本年度は、初心者204名、一部免除者16名、御浜町にて罠のみ57名、併せて277名の方々に受講していただき、第1種銃猟免許受講者は89名でした。

講習内容は、鳥獣保護に関する法令、狩猟鳥獣の判別、猟具の取扱いの知識と模範演技及び実技(網猟・罠猟=猟具の判別・架設、第1種銃猟・第2種銃猟=銃器の点検・分解と結合・装填・射撃姿勢・脱包・団体行動の場合の銃器の保持方法・銃器の受け渡し・休憩時の銃器の取り扱い・距離の目測)を行いました。

なお、狩猟免許試験が3回実施され合格者の多

くは当講習会の受講者であり、講師による指導はもちろん、熱心に受講された成果が發揮されました。

毎年、多くの方に受講の問い合わせをいただきますので、令和8年度の初心者講習会は3回実施予定です。

令和8年度 初心者狩猟免許取得予備講習会 開催予定

	月 日	場 所
第1回	令和8年6月14日(日)	メッセ・ウイングみえ
第2回	令和8年7月11日(土)	(津市北河路町19-1)
第3回	令和8年7月25日(土)	

募集開始は令和8年4月頃を予定しております。



三重県猟友会では講師会を設けております。狩猟免許取得予備講習会・狩猟免許更新講習会・狩猟免許試験・銃刀法初心者講習会・銃刀法経験者講習会・射撃指導等、各地域において、講師を担当させていただいております。

講師会名簿

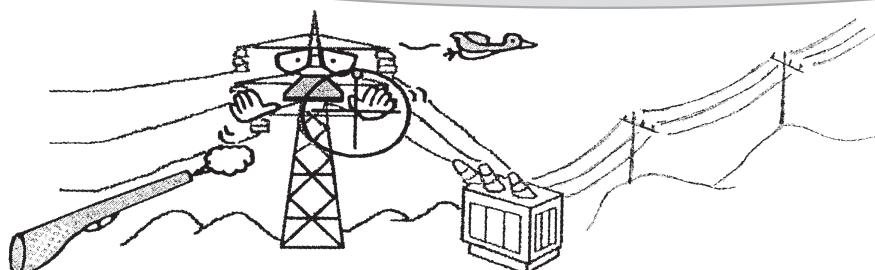
合計 15名

氏 名	支 部	氏 名	支 部	氏 名	支 部
山 中 肇	鈴鹿	中 垣 和 穂	伊 賀	大 形 正 人	志 摩
棚瀬 賢一郎	菰 野	棚瀬 裕 貴	菰 野	前 川 寛 也	紀 南
山 中 義 彦	鈴鹿	成 地 正 義	紀 南	森 孝 弘	名 張
坂 本 照 夫	名 張	山 田 倫 央	紀 南	森 下 敦 司	伊 賀
和 田 信 幸	津	中 西 猛	伊 势	山 原 佳 保	松 阪



中部電力パワーグリッド

お願い。ぼくらを撃たないで！



発砲による電気設備の損壊が原因で停電することがあります。

送電線、配電線、変電所付近での発砲には、ご注意ください！

令和8年度 猶銃等講習会開催予定表

三重県公安委員会

初心者講習

開催場所	講習日	申込締切日
三重県 津 庁 舎	令和8年 5月15日(金)	令和8年 5月 1日(金)
	7月24日(金)	7月10日(金)
	9月18日(金)	9月 4 日(金)
	10月30日(金)	10月16日(金)
	令和9年 1月29日(金)	令和9年 1月15日(金)
	3月 5 日(金)	2月19日(金)

時間●午前 9:00～午後 5:00

受付時間は、午前 8:30 から午前 8:55 までです。

受付時間に遅刻した場合は、原則として受講を認めません。

申込方法

受講希望者は、写真 1 枚*、受講手数料 6,900 円(三重県証紙)を持参して、住所地を管轄する警察署に受講申込をしてください。

* 提出日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

経験者講習

令和8年 4月1日から
令和9年 3月31日まで

開催場所	講習日	申込締切日
三重県 四日市市庁舎	令和8年 6月19日(金)	令和8年 6月 5 日(金)
	11月 6 日(金)	10月23日(金)
	令和9年 1月15日(金)	12月25日(金)
三重県 津 庁 舎	令和8年 6月 5 日(金)	令和8年 5月22日(金)
	8月21日(金)	8月 7 日(金)
	令和9年 2月12日(金)	令和9年 1月29日(金)
三重県 松阪庁舎	令和8年 4月17日(金)	令和8年 4月 3 日(金)
三重県 伊勢庁舎	令和8年 7月 3 日(金)	令和8年 6月19日(金)
	9月 4 日(金)	8月21日(金)
	12月18日(金)	12月 4 日(金)
	令和9年 3月12日(金)	令和9年 2月26日(金)
三重県 尾鷲庁舎	令和8年 5月29日(金)	令和8年 5月15日(金)
三重県 熊野庁舎	令和8年 9月25日(金)	令和8年 9月11日(金)

開催場所	講習日	申込締切日
三重県 伊賀庁舎	令和8年 8月 7 日(金)	令和8年 7月24日(金)
	令和9年 2月26日(金)	令和9年 2月12日(金)

休日開催

開催場所	講習日時	申込締切日
三重県 津 庁 舎	令和8年 10月 4 日(日) 午前の部 9:00～12:00	令和8年 9月18日(金)
	午後の部 13:00～16:00	

受講申込書には「午前の部・午後の部」の別を必ず記載してください。

時間●午前 9:00～正午 12:00

講習当日の受付時間は、午前 8:30 から午前 8:55 までです。

(10月 4 日午後の部は、午後 0:30 から午後 0:55 まで)

受付時間に遅刻した場合は、原則として受講を認めません。

申込方法

受講希望者は、写真 1 枚*、受講手数料 3,000 円(三重県証紙)を持参して、住所地を管轄する警察署に受講申込をしてください。

* 提出日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

お問い合わせは、最寄りの警察署へお願ひいたします。

猟銃等所持者のみなさまへ



令和7年3月1日から制度が変わります！



① 猟銃等^{※1}の眠り銃取消し要件の拡大

獵銃等を3月1日以降2年間許可用途に供していない場合、所持許可を取り消される可能性があります。※2

複数の用途で所持許可を受け、一部の用途に3月1日以降2年間供していない場合、その用途で使用できなくなる可能性があります。

※2 3月1日より前から所持許可を受けていた猟銃等については、3月1日より前の時点から継続して3年以上許可用途に供していない場合にも、所持許可を取り消される可能性があります。

ポイント

射撃場で練習する際に猟銃等を使用しただけでは、「狩猟・有害鳥獣駆除」のいずれの用途に供したともいえません。

ポイント

技能講習で猟銃等を使用しただけでは、「狩猟・有害鳥獣駆除・標的射撃」のいずれの用途に供したともいえません。



② 帳簿に記載する事項

ライフル実包以外の実包については、散弾・単弾のどちらなのかを記載してください。

実包を消費したときには使用した猟銃の許可番号（銃番号でも可）を記載してください。



実包を消費したときに帳簿にその用途も記載することで使用状況を管理しやすくなります。

ポイント

種類（「ライフル銃」か「ライフル銃以外か」）が異なる銃身を追加するときは新規所持許可の手続が必要となります。

ポイント

同じ種類の銃身を追加する際には、今までどおり、許可証の書換え手続で足ります。

ポイント

違う種類銃身を追加する際には、追加する銃身の種類の教習を受ける必要があります。



③ ハーフライフル銃をお持ちの方へ

※ 銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの1/5以上1/2以下のもの



① 技能講習

更新時にはライフル銃の技能講習（ライフル射撃場での単弾射撃）を受ける必要があります。



ハーフライフル銃と散弾銃を所持している場合、それぞれの技能講習を受ける必要があります。ハーフライフル銃と平滑（散弾銃）の替え銃身を所持している場合も同様です。



② 射撃教習

現在散弾銃を所持していない方が、新たに散弾銃を所持しようとする場合、別途散弾銃の射撃教習を受ける必要があります。



平滑（散弾銃）の替え銃身を所持しようとする場合も同様に、散弾銃の射撃教習を受ける必要があります。



③ サボットスラッグ弾の扱い（今までどおり）

無許可譲受数量中、サボットスラッグ弾は「ライフル実包50個」に含まれません。



サボットスラッグ弾については、従来どおり「銃用実包300個」の中に含まれます。内数規制はありません。

実包の譲受許可申請書には、今までどおりサボットスラッグ弾の番径を記載してください。

お問い合わせは、最寄りの警察署へお願ひいたします。

事業被害防止のため特定ライフル銃*を所持する方へ

* 銃腔に腔旋を有する獣銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの1/5以上1/2以下のもの

認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者・

被害防止計画捕獲従事者として所持する方

1

対象となる方

- 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者
 - 被害防止計画捕獲従事者
(鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む)
- のうち、**特定ライフル銃を使用した捕獲等**を行う必要がある方

2

可能となる使用方法

事業者等・市町村の捕獲従事者としての活動に加え
以下の使用方法が可能となります。

- 場所

捕獲従事者として活動する区域を含む都道府県の中で
都道府県知事から確認を受けた地域・区域

- 捕獲可能な獣類

都道府県知事から確認を受けた獣類

- 方法

許可捕獲・狩猟免許による捕獲

3

所持許可の手続の流れ

STEP 1

「推薦書」の交付を受ける

申請先

- ▶ 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者の方 事業者等
- ▶ 被害防止計画捕獲従事者の方 市町村

手続

ご自身が「**特定ライフル銃を使用して捕獲等に従事する必要がある**」ことを証明する「推薦書」の発行を依頼してください。

STEP 2

「確認書」の交付を受ける

※ 被害防止計画捕獲従事者の方は
市町村が手続を行います。

申請先

捕獲従事者として活動する
都道府県

手續

ご自身が行う捕獲活動が「**都道府県内の事業被害防止に広く資する活動である**」ことを証明する「確認書」の発行を依頼してください。

STEP 3

獣銃の所持許可申請

申請先

ご自身の**住所地**を管轄する
警察署

手續

下記の書類を持参して、公安委員会宛てに**獣銃の所持許可申請**を行ってください。

- STEP1の推薦書
- STEP2の確認書
- そのほか**獣銃の所持許可申請に必要な書類**

4

特定ライフル銃を所持する際の注意事項

- 各種法令事項の遵守

通常の手順による所持許可を受けた場合と同様に下記の事項を遵守してください。

- **使用実績報告書・帳簿の記載**
- **更新時の技能講習の受講**
(ライフル射撃場での単弾射撃による講習)
- **そのほか銃刀法、鳥獣保護管理法、火薬類取締法などの法令**

- 「**許可の条件**」に沿った使用

捕獲できる獣類や区域が、所持許可証の「**許可の条件**」に記載されています。
この条件に沿って使用するようにしてください。

- **更新時の「推薦書」「確認書」の再提出**

所持許可更新のときには、あらためてこれらの書類の交付を受け、警察署に提出してください。

お問い合わせは、最寄りの警察署へお願いいたします。

技能講習・猟銃等講習(経験者講習)の受講等、 早めの更新手続きの準備をお勧めします。

三重県猟友会

猟銃の更新手続きの流れ(例)



令和6年度 三重県における事故発生状況等一覧

R 7.3.31現在

事故発生日	自・他損	支部	獵種類	事故原因	獲物	事 故 内 容
R 6.4.16	自損	南伊勢	有害	滑落	鹿	捕獲処理中に鹿の足が木に挟まり外していた際、手を滑らせて急斜面を15m程滑落し負傷したもの
R 6.7.16	自損	紀南	有害	猪逆襲	猪	檻の猪が暴れて泥水が跳ねて全身にかかり、その後、右目が細菌に感染したもの
R 6.11.7	自損	津	指定管理	滑落	鹿・猪	わなの見回り中、滑落して後頭部等を強打したものと思われるもの
R 6.11.12	自損	四日市	狩猟	疾病	—	わなを仕掛けるために山に入り、倒れて死亡しているのが発見された
R 6.12.1	自損	南伊勢	狩猟	滑落	鹿・猪	獵中、縄を引き寄せながら斜面を上がっていた所、突然縄が切れて急斜面3~4m程を滑落して負傷したもの
R 6.12.2	自損	松阪	狩猟	転落	鴨	仕留めた鴨を拾いに川の土手を下る際、足を滑らせて河原に落ち、負傷したもの
R 6.12.22	自損	松阪	狩猟	自己不注意	—	巻き狩り中に山中を歩行中、躊躇して足をひねり負傷したもの
R 6.12.22	自損	津	狩猟	滑落	—	獵中に強風で帽子が谷底へと飛ばされ、拾いに行く途中に急斜面を転げ落ちて負傷したもの
R 7.1.19	他損	志摩	狩猟	犬噛付き	猪	猪の出現付近から離れない猟犬を、被害者がリードにつなごうとしたところ、噛みつかれて負傷したもの
R 7.2.26	自損	伊賀	狩猟	犬噛付き	鹿・猪	仕留めた鹿を回収中、猟犬に背後から腕を噛まれて負傷したもの

狩猟事故共済事業について

大日本猟友会では、構成員が狩猟行為中に発生した、人身に対する事故又はこれ以外の事故であって銃砲刀剣類所持取締法（以下「銃刀法」という）に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む）によって発生した他人の人身に対する事故（以下「共済事故」という）について、共済金給付事業を行っています（規約の詳細は、日猟会報に掲載されております）。事故は予期しないときに発生し

ます。特に銃器が絡んだ事故は悲惨な結果をもたらし、当事者やその家族などに対し、精神的・経済的にも大きな負担となります。

出猟に際しては、無事故無違反を中心かけ、事故防止に細心の注意を払っていただくことは、狩猟者の基本

的義務であります。また大日本猟友会が配布している帽子とベストを着用することが義務付けられています。帽子・ベストを着用することにより、猟野でのお互いの位置関係が良くわかり、獲物との誤認防止にも役立ちます。

万が一、事故が発生したら、支部猟友会を通じて30日以内に県猟友会事務局までご連絡ください。（30日を超えると遅延理由が必要）

※事故発生より日が経ちすぎると、受付出来ない可能性があります。

事故発生概況報告書はコピーしてお使いください。

安全狩猟用帽子・ベストの配布、取り扱いについて

帽子・ベストの配布

- ①無償配布ではあるが、無償貸与（会員継続の場合、返納の必要がない）とする。
- ②無償貸与を受けた者は、猟友会を退会した場合、原則として返納すること。
- ③退会時に返納しなかった者が、再度猟友会に入会した場合、2着目となるので実費となる。

帽子・ベストの取り扱い

- ①新規会員 **無償配布**
- ②毀損、汚濁等により着用できなくなった帽子・ベストの交換 **有償交換**
- ③紛失による再配布の場合 **有償再配布**
- ④会員以外の者に対する配布等
有償・無償を問わず、配布しないこと。譲渡・売買はしないこと。
- ⑤上記②・③の場合の有償交換の価格（送料別途必要）
帽子 1,200円 ベスト 4,000円 ※ご注文いただいたから日数がかかる場合があります。

事故発生概況報告書

年 月 日

都道府県獣友会

一般社団法人 大日本獣友会長 殿

住 所			
氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>		
所属・番号	地区(支部)		番
年 齢	才	狩猟経験	年
電話番号	自宅:	携帯:	
会員種別	① 一種銃猟	② 二種銃猟	③ わな ④ 網

狩猟事故共済普通保険約款第22条の規定により、下記の通り事故発生概況を報告します。

※印の項目は該当事項を○で囲む。

1. 事故種別 (※2区分とも選択)	〔①他損 ②自損 ③疾病〕 〔①一般狩猟 ②有害捕獲 ③指定管理事業 ④射撃練習〕
2. 事故発生日時	年 月 日 ※(午前・午後) 時 分
3. 事故発生場所	
4. 被害者 〔他損事故の場合のみ 記入してください〕	住所 氏名 年令 被害者 ①構成員である ②構成員ではない
5. 服装 〔配布ベスト又は 帽子着用の有無等〕	事故者 ※〔①ベスト着用 ②帽子着用〕 被害者 ※〔①ベスト着用 ②帽子着用〕被害者が会員の場合のみ
6. ハンター保険 加入会社名	保険会社名: (他損の場合:担当者名 TEL)
7. 事故発生状況	(なるべく詳しく記載して下さい。必要に応じ、詳細別紙、新聞記事等を添付して下さい。)
8. 事故を説明 できる者	※〔①同行者 ②その他()〕 住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> TEL
9. その他参考事項	

上記の通り報告します。

獣友会 地区獣友会(支部) <input checked="" type="checkbox"/>	都道府県獣友会 会長 <input checked="" type="checkbox"/>
---	--

〔注〕1. この報告書は、事故が発生した日から30日以内に提出してください。

30日超となる場合は、遅延理由書(様式08)を併せて提出してください。

2. 本人死亡の場合は、その遺族が報告者となり、本人との続柄を付し記名押印してください。

3. 事故発生場所は市区町村名以下、山名や地名を記述してください。

4. 事故発生状況は第三者が事故内容を理解できるよう、詳細に記述してください。

(元.8)

猟犬飼育の心構え

- ① 人やペット家畜等に危害を加える可能性のある猟犬を山で使わない。
- ② 日頃から猟犬とふれあいを持ち、人との正しい関係性を構築する。
- ③ 猟犬が勝手な行動をとらないように、普段から犬とのコミュニケーションを取り、猟犬をコントロールする。
- ④ 常に猟犬の行動を把握できる通信機器(GPS等通信機器)を装着するのが望ましい。
- ⑤ コントロールできない頭数を使わない。
- ⑥ グループ猟の場合もグループ全体の責任と考える。
- ⑦ 猟場に入る前に周辺の状況を把握する。山や林道に人がいないか。
- ⑧ 民家近くで猟をする場合は、十分に注意をして猟犬が民家周辺に近寄らないよう、監視する人間を配置するのが望ましい。
- ⑨ 猟をする場所に有害実施中、狩猟中等注意を促す看板を設置する。



狩猟者の守るべき要注意事項

狩猟禁止の場所

- 鳥獣保護区(特別保護地区を含む)
- 捕獲禁止区域(指定の鳥獣のみ)
- 休猟区
- 公道
- 公園等
- 社寺境内
- 墓地

銃猟やわな猟の禁止

- 場 所**
- 特定猟具使用禁止区域(指定猟具の使用禁止)
 - 住居が集合している地域*
 - 広場・駅など多数の者が集合する場所

時 間 日の出前、日没後(銃猟に限る)

方 向 ●人 ●飼養動物 ●建物 ●電車 ●自動車 ●船舶

*「住居が集合している地域」とは、判例(最高裁 平成12年2月24日判決)によれば、次の地域は「住居が集合している地域」に該当するとされている。なお、これより人家がまばらな地域であっても、当該地域に該当する場合があるので注意すること。

「人家と田畠が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径200m以内に人家が約10軒ある場所」

土地所有者の承諾等

垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地で狩猟や有害鳥獣捕獲などをする場合は、土地所有者(占有者)の承諾を得ることが必要である(法第17条)。

※垣・策などがない土地であっても、他人の土地に立ち入って自由に狩猟をする権利が認められているわけではない。他人の土地で狩猟する場合には、土地所有者とトラブルを起こさないように細心の注意を払う必要がある。土地所有者から狩猟しないようにという申し入れがあった場合には狩猟をしないこと。なお、国有林で狩猟をする場合には手続きが必要か確認し、必要な場合は、森林管理署に入林手続き等を行なわなければならない。

ワナの見廻り労力軽減!

長距離無線式捕獲パトロールシステム

ほかパト



日本全国で選ばれています!

全国 46 都道府県

親機 360 台以上*

子機 9,370 台以上*

*2025年4月現在



わな猟でこんなお悩みありませんか?

- ワナの管理が大変
- 見廻りのコストが高い
- 監視システムはランニングコストが高そう・・
- 毎日の見廻りが大変
- 無線で監視のはずがなかなか飛ばない
- 「止め刺しの用意をしてくればよかった・・・」ということがよくある

その悩み ほかパト なら

ワナが作動したらメールが届く

よく飛ぶ通信距離

低ランニングコストで解消!

ほかパトのしくみ



簡単に仕掛けられ、
狙った獣を捕獲できる!

獣サイズ判別センサー式自動捕獲システム 特許第5696997号

アニマルセンサー LITE



販売実績 全国で **4,800台***

・農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金「ICT新技術」に適合しています。
・各市町村の獣害対策等の助成対象となる場合があります。

*2025年4月現在 ※アニマルセンサーシリーズ累計



アニマルセンサーで
イノシシ親子をまとめて
捕獲!

この捕獲の模様は
YouTube アイエス
イーチャンネルでご覧
いただけます。



株式会社 アイエスイー TEL: 0596-36-3805

〒516-0802

三重県伊勢市御薙町新開80番地 大西ビル301号

Email: info@ise-hp.com / FAX: 0596-36-3847



Web



Facebook



Youtube

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による罰則一覧

安全で楽しい狩猟のために ルールを守りましょう

鳥獣行政業務必携(2003)の第4章 通達関係のP471.7 免許処分(2)の規定を整理すると下記のとおりです。

違 反 形 態	適用条項	最 高 刑		狩猟免許 行政処分(原則)	備 考
		罰 則	懲 役		
非狩猟鳥獣の捕獲等及び 鳥類の卵の採取等	8	83・1・1	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収 (未遂も同様)
鳥獣保護区等での捕獲	8	83・1・2	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収 (未遂も同様)
狩猟期間外捕獲	8	83・1・2	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収 (未遂も同様)
狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限	12・1,2	84・1・4	6月	50万円	取消 (未遂も同様)
特定鳥獣保護管理計画に基づく 狩猟制限違反	14・2	84・1・4	6月	50万円	取消
指定獵法禁止区域での 指定獵法使用	15・4	84・1・5	6月	50万円	取消 (一部) (未遂も同様)
使用禁止獵具(カスミ網)の 所持・販売等	16・1,2	84・1・5	6月	50万円	取消
土地の占有者の無承諾捕獲	17	85・1・2	—	50万円	効力停止 親告罪
捕獲鳥獣の放置	18	86・1・1	—	30万円	効力停止
無登録飼養	19・1	84・1・7	6月	50万円	取消
販売禁止(ヤマドリ)無許可販売	23	84・1・5	6月	50万円	取消
違法捕獲物の輸出入等	25・1 26	83・1・4	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収
違法に捕獲又は輸入した鳥獣の 飼養、譲渡等	27	84・1・5	6月	50万円	取消
特別保護地区内の無許可行為	29・7	84・1・5	6月	50万円	
特別保護地区内行為中止命令等違反	30・2	84・1・6	6月	50万円	
特定獵具使用禁止区域での 特定獵具使用	35・2	83・1・4	1年	100万円	取消 (一部) 獵具・獵獲物没収 (未遂も同様)
特定獵具使用制限区域での 無承認特定獵具使用	35・3	84・1・5	6月	50万円	取消 (一部) (未遂も同様)
危険な獵法(爆発物等の使用)の実行	36	83・1・4	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収 (未遂も同様)
夜間銃猟・禁止場所(人家密集地等)での銃猟等	38・1,2	83・1・4	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収 (未遂も同様)
狩猟免許の条件違反	42	85・1・5	—	50万円	効力停止 (一部)
免許者住所変更無届等	46・1	86・1・5	—	30万円	効力停止
無登録狩猟	55・1	83・1・5	1年	100万円	取消 獵具・獵獲物没収
登録事項変更届出違反	61・4	86・1・5	—	30万円	効力停止 (一部)
狩猟者記章の着用	62・2	86・1・6	—	30万円	効力停止 (一部)
標識の表示	62・3	86・1・7	—	30万円	効力停止 (一部)
詐欺による免許等の取得	9・1 43 51・3 55・1 61・1	83・1・6	1年	100万円	取消 (一部) ただし、第9条第1項の許可は全部取消
登録証等を他人に使用させた者	9・7,8 37・6 60	84・1・2	6月	50万円	取消 (一部) ただし、第60条の登録証以外は全部取消

違 反 形 態	適用条項		最 高 刑		狩猟免許 行政処分(原則)	備 考
		罰 則	懲役	罰金		
他人の登録証等を使用した者	9・7,8 37・6 60	84・1・3	6月	50万円	取消 (一部)	ただし、第60条の登録証以外は全部取消
指定獵法許可証等を他人に使用させた者	15・11 24・5 35・12	85・1・6	—	50万円	効力停止 (一部)	ただし、第24条第5項の販売許可証は全部効力停止
他人の指定獵法許可証等を使用した者	15・11 24・5 35・12	85・1・7	—	50万円	効力停止 (一部)	ただし、第24条第5項の販売許可証は全部効力停止
獵区内無承諾捕獲	74	85・1・4	—	50万円	効力停止	
指定獵法禁止区域内等の標識の破損	15・13 28・9 29・4	86・1・3	—	30万円	効力停止	34・5 35・12 70・2
捕獲許可及び狩猟の虚偽の報告	9・12 66 75・1	86・1・2	—	30万円	効力停止 (一部)	ただし、第66条の狩猟の報告以外は全部効力停止
立入検査拒否等	75・2,3	86・1・9 86・1・10	—	30万円	効力停止	
狩猟免状、狩猟登録証及び許可証等の携帯、掲示拒否及び返納しない者	9・10,11 15・8,9 21・1	86・1・1	—	30万円	効力停止 (一部)	24・7,8 25・5 35・9,10 37・8,9 54 62・1 65

ニホンジカ、イノシシの捕獲制限等の緩和状況

項 目		～平成18年度	H19年度～	H22年度～	H23年度～	H24年度～H27年度	H28年度～R4年度	R4年度～	
狩 猎 関 係	捕 獵 制 限	ニホンジカ 【特定】	1人1日当たり 1頭まで	1人1日当たり3頭まで 「オス1頭+メス2頭」 又は 「メスジカ3頭」			1人1日当たり 制限なし (但し、銃猟については、オス1頭まで)	1人1日当たり 制限なし ※H29.9.15から鳥獣法による制限が解除された。	
			櫛田川以北： オスのみ 櫛田川以南： オス又はメス	県内全域 メスの地区制限解除			※ H29.9.16から鳥獣法による制限が解除された。		
	イノシシ	頭数制限なし							
有 害 鳥 獣 捕 獲 許 可	許 可 頭 数 / 許 可 期 間	狩猟期間 【特定】	狩猟対象鳥獣すべて 11月15日～翌年2月15日 (3か月間) (省令)		ニホンジカ、 イノシシのみ 11月15日 ～3月15日	ニホンジカ、イノシシのみ 11月1日～3月15日			
			くくりわな 【特定】				ニホンジカ、 イノシシのみ 直径12cm以下の 制限の解除 (但し、松阪市、 大台町、大紀町、 紀北町、尾鷲市、 熊野市を除く)	ニホンジカ、 イノシシのみ 直径12cm以下の 制限の解除 (但し、松阪市、 大台町、大紀町、 紀北町、尾鷲市、 熊野市を除く)	
	許可頭数 / 許可期間	ニホンジカ 【鳥獣】	1許可当たり 3頭まで 1か月間	必要頭数 3か月間			必要頭数 7か月間	必要頭数 7か月間	
		イノシシ 【鳥獣】	1許可当たり 3頭まで 3か月間	必要頭数 3か月間			必要頭数 7か月間	必要頭数 7か月間	
		サル 【鳥獣】	必要頭数 6か月間						
				必要頭数 7か月間					

【鳥獣】…鳥獣保護管理事業計画による規制緩和 【特定】…特定鳥獣保護管理計画による規制緩和

令和6年度 狩猟捕獲数と有害捕獲数

狩猟捕獲数

鳥類		獣類	
カモ類	1,299	ニホンジカ(オス)	1,666
キジ	183	ニホンジカ(メス)	2,014
キジバト	137	イノシシ	1,349
ヒヨドリ	204	タヌキ	40
カラス類	26	ノウサギ	3
スズメ類	2	ハクビシン	13
ヤマドリ	8	アナグマ	10
ムクドリ	7	キツネ	6
カワウ	2	アライグマ	35
ヤマシギ・タシギ	1	イタチ(オス)	6
コジュケイ	10	ヌートリア	0
その他の鳥類	0	その他獣類	9

有害捕獲数

鳥類		獣類	
カラス類	220	ニホンジカ(オス)	6,704
スズメ類	0	ニホンジカ(メス)	8,437
ドバト	356	ニホンジカ(性不明)	608
カワウ	40	イノシシ	7,434
ムクドリ	0	ニホンザル	1,531
ヒヨドリ	0	アライグマ	826
アオサギ	18	アナグマ	323
キジバト	2	タヌキ	529
カルガモ・マガモ	2	ハクビシン	723
カラス類の卵	143	イタチ	115
ドバト類の卵	6	ヌートリア	90
その他鳥類	3	その他獣類	15

散弾銃の空薬莢の 処分方法 ゴミの出し方

分類●金属ごみ

出し方●外部から見えないよう空き缶等に入れ、透明または半透明の袋に入れて、「収集日当日の決められた時間までに」「決められた場所に」出してください。

一般の方には、それが実弾か空薬莢かの区別が付かず、「弾が捨てられている」と通報される場合があるので、空き缶に入れるなど、外部から見えないようにしてから、金属ごみとして出してください。

総務省東海総合通信局からのお知らせ

~外国規格の無線機は使用できません!~

近年電波法に規定する技術基準に適合しない外国規格の無線設備を利用し、他の無線設備に妨害を与える事例が発生しています。

「FRS」「GMRS」といった外国規格の無線機がインターネット等で販売されていますが、これらは電波法に規定する技術基準に適合していないため、国内では使用できません。

東海管内(岐阜・静岡・愛知・三重)におきましても、外国規格の発信器(ドッグマーカー)で使用される周波数の電波が確認されています。無線設備を使用する場合は、必ず技術基準適合の表示(技適マーク)があることを確認の上、デジタル簡易無線局や免許の不要な特定小電力トランシーバー等を使用してください。

合法な狩猟用発信器(ドッグマーカー、罠用発信器)

ドッグマーカーや罠用発信器を購入・使用される場合は、技術基準に適合していることを証明する「技適マーク」があるか確認しましょう。このマークのない狩猟用発信器を使用している場合は、電波法に違反しているおそれがありますので、ご注意ください。

また、狩猟用発信器には、アマチュア無線の周波数帯を使用するものもありますが、このような機器はアマチュア無線局としては免許されません。



技適マーク

(現行)



(平成7年3月まで)



新規第一種銃猟構成員支援助成金・ 猟銃譲渡促進助成金が支給されます!

大日本猟友会の助成事業

第一種銃猟免許と銃砲所持許可の新規取得、また猟具取得の経費負担を軽減することにより、第一種銃猟構成員の増加を図るもので、各支部猟友会を通じて、申請してください。

①新規第一種銃猟構成員支援助成金

助成額 一人当たり **30,000円**

新規入会の第一種銃猟構成員のうち45歳以下(令和7年3月31日時点で45歳未満)の男性、及びすべての女性が対象。(網・わな猟等から新たに第一種銃猟構成員となった場合も含む。)

申請方法

- 新規第一種銃猟構成員支援助成金申請書
(様式1-2)
- 狩猟者登録証の写し添付

②猟銃譲渡促進助成金

助成額 1件当たり譲渡者へ **20,000円**

猟銃が不要となる先輩構成員(令和6年度会員)が①の新規第一種銃猟構成員等に猟銃及び空気銃(ブリチャージ式空気銃に限る。)を譲り渡した場合が対象。

申請方法

- 猟銃譲渡促進助成金申込書(様式3-2)
※譲受者が作成する。
- 猟銃譲受証(様式5)
- 銃砲所持許可証の写し・譲渡承諾書の写し・当該猟銃等の写真添付

網猟・わな猟に使用する猟具の標識について

必ず表示し、取り付けましょう —違反者は、効力停止(一部)—

- 標識は、金属製またはプラスチック製でなければなりません。
- 標識には、必要事項を一字の大きさが縦1.0cm以上、横1.0cm以上の文字で記載してください。
- 使用する猟具ごとに、見やすい場所に標識を取り付けてください。
- 使用できるわなは、30個以下と規定されています。
- 有害捕獲にも必ず標識を取り付けてください。
- 県猟で販売する標識は、狩猟期間中のもの・有害捕獲用のものがあります。
- 別途送料、振込手数料が必要になります。

●狩猟期間中のもの

(価格 110円/枚)

登録番号	登録年度	年度
氏名		
住所		
電話番号	登録知事	知事

登録猟守獵

●有害捕獲用のもの

(価格 220円/枚)

許可証番号	許可の有効期間	年
氏名		月
住所		日 から
		年
		月
		日 まで
電話番号		
許可権者		

有害鳥獣等
捕獲

裏面に捕獲しようとする鳥獣の種類を明記してください。

狩猟指導員に暖かいご支援を

狩猟指導員は、54名が一般社団法人大日本猟友会長より委嘱されております。狩猟指導員はまったくのボランティアではありますが、貴重な時間をさいて猟野にて、狩猟の知識・マナーの指導に、また狩猟事故・違反の防止にと活躍されています。どうか、会員の方々のご協力と温かいご支援をお願いします。

狩猟指導員名簿

R6.9.1～R9.8.31

支部	氏名	支部	氏名	支部	氏名	支部	氏名
桑名	鈴木逸雄	津	赤塚啓一	志摩	上村角内	内田克宏	
いなべ	川井豊茂		中島寛太		田畠博	伊賀 北森浩貴	
	正岡茂		平将之介		山本茂也	尾鷲 森徹也	
四日市	綿引利夫		浅生哲也		朝比奈邦光	紀北 磯田喜作	
	川井清正	松阪	山本務	度会	小岸仁実	下平義廣	
	棚瀬賢一郎		水本和雄		荻田昭夫	山田倫央	
菰野	棚瀬裕貴		谷隆二	玉城	中西茂夫	坪内好	
亀山	山尾章		安保祥一郎	大紀	中村晃	仲森基之	
鈴鹿	栗須竜平	多気	深田和彦	名張	垣本佳之	成地正義	
	黒川喜信	明和	田中孝司		小縣享	棄原清志	
津	前田晋一	大台	保田利博		上垣好男	丸山恒男	
	和田信幸	伊勢	長岡良行	伊賀	中西定夫	峯正明	
	富田典亨		竹内昭也		中垣和穂		
	田中孝夫		鳥羽		森下敦司		
						合計 54名	

三重県猟友会 会員数推移

(人)

種類 年度	網	わな	第一種	第二種	合計	対前年比
	甲	乙	丙			
令和6	0	967	1,014	51	2,032	98.2%
令和5	1	958	1,060	50	2,069	96.4%
令和4	1	987	1,110	48	2,146	99.8%
令和3	2	954	1,152	42	2,150	98.4%
令和2	1	962	1,187	33	2,183	99.9%
令和元	1	960	1,193	30	2,184	96.3%
平成30	0	946	1,285	35	2,266	100.8%
平成29	1	916	1,312	20	2,249	100.0%
平成28	1	899	1,324	24	2,248	99.7%
平成27	1	851	1,375	28	2,255	101.4%
平成26	5	793	1,405	21	2,224	99.1%
平成25	3	752	1,468	22	2,245	96.3%
平成24	2	757	1,550	23	2,332	96.6%
平成23	3	744	1,648	18	2,413	99.2%
平成22	3	616	1,798	15	2,432	98.4%
平成21	3	531	1,916	22	2,472	100.8%
平成20	2	429	2,001	20	2,452	99.6%
平成19	1	366	2,074	22	2,463	99.4%

種類 年度	網	わな	第一種	第二種	合計	対前年比
	甲	乙	丙			
平成18		314	2,147	18	2,479	98.1%
平成17		288	2,217	22	2,527	98.2%
平成16		251	2,302	20	2,573	97.6%
平成15		211	2,400	25	2,636	100.6%
平成14		153	2,447	19	2,619	97.2%
平成13		130	2,540	24	2,694	97.4%
平成12		113	2,630	22	2,765	97.1%
平成11		100	2,725	23	2,848	96.9%
平成10		91	2,817	30	2,938	95.3%
平成9		89	2,968	27	3,084	98.7%
平成8		80	3,024	21	3,125	96.7%
平成7		74	3,135	24	3,233	96.9%
平成6		80	3,238	18	3,336	96.8%
平成5		80	3,344	23	3,447	97.0%
平成4		83	3,448	21	3,552	97.0%
平成3		78	3,560	23	3,661	97.9%
平成2		77	3,636	26	3,739	96.1%
平成元		70	3,792	27	3,889	97.1%

種類 年度	網	わな	第一種	第二種	合計	対前年比
	甲	乙	丙			
昭和63	63	3,913	31	4,007	96.4%	
昭和62	59	4,069	29	4,157	95.9%	
昭和61	63	4,230	42	4,335	94.6%	
昭和60	54	4,491	36	4,581	95.2%	
昭和59	57	4,713	42	4,812	94.3%	
昭和58	66	5,007	31	5,104	93.5%	
昭和57	70	5,347	42	5,459	93.3%	
昭和56	72	5,725	52	5,849	94.6%	
昭和55	69	6,049	65	6,183	95.4%	

種類 年度	網	わな	第一種	第二種	合計	対前年比
	甲	乙	丙			
昭和54	60	6,364	58	6,482	91.2%	
昭和53	70	6,990	50	7,110	108.1%	
昭和52	57	6,475	45	6,577	96.7%	
昭和51	60	6,685	57	6,802	103.0%	
昭和50	甲のみ 3	甲乙 6,563		35	6,601	102.4%
昭和49		6,387		60	6,447	102.4%
昭和48		6,231		63	6,294	100.9%
昭和47		6,159		76	6,235	

キジの放鳥事業をおこないました

キジ放鳥事業は、狩猟鳥獣の増殖の為に三重県獵友会の事業として実施しています。

令和6年10月18日、津支部・松阪支部・菰野支部・鈴鹿支部・伊勢支部・鳥羽支部・度会支部は一般獵野へ、また、伊賀支部は子供たちの歓声があがる大山田保育園において、計144羽を放鳥いたしました。



菰野支部



鳥羽支部



伊賀支部



実のなる木植栽運動

実のなる木植栽運動は、野生鳥類の好む実のなる樹木の植栽・播種をすることにより鳥類の生息環境を改善し、保護する目的で実施されます。

令和7年3月7日・9日に度会支部は、度会小学校と日の出の森等へ白樺を、令和7年3月13日に伊賀市支部は、ライトピアおおやまだへ梅を、

令和7年3月30日に菰野支部は、三重県民の森へヤマグワを、会員の方々の協力のもと植樹をいたしました。



菰野支部



度会支部



伊賀支部

令和7年度 支部一覧

R7.3.31現在

支部	支部長名	各支部事務局
桑名	伊藤 善行	伊藤善行宅
いなべ	近藤 正人	寺尾裕介宅
四日市	正岡 茂	川井清正宅
菰野	棚瀬賢一郎	進士真喜宅
鈴鹿	脇谷 賢次	栗須竜平宅
亀山	山尾 章	山尾 章宅
津	黒川 喜信	中島寛太宅
松阪	丸尾 章郎	松阪市役所 農水振興課農山村係内
多気	水野 益夫	多気町役場 農林商工課内
明和	中谷 忠司	明和町役場 農水商工課内
大台	久保 忠己	鳥獣屋内
伊勢	尾崎 千尋	田端 武宅
鳥羽	岡村 信彦	岡村信彦宅

支部	支部長名	各支部事務局
志摩	大形 正人	田保二郎宅
南伊勢	松岡 繁	松岡 繁宅
度会	小岸 仁実	度会町役場 産業振興課内
玉城	山本 一朗	玉城町役場 産業振興課内
大紀	中西 辰生	中西辰生宅
名張	垣本 佳之	名張市役所 産業部農林資源室内
伊賀	中垣 和穂	伊賀市役所 産業振興部農林振興課内
尾鷲	中 宗睦	澤田 純宅
紀北	岡橋 正佳	岡橋正佳宅
紀南	仲森 基之	熊野市役所 農業振興課内
三重県獵友会事務局		津市桜橋 1丁目104番地 三重県林業会館 2階 TEL 059-228-0923

令和6年度 支部別会員数

R7.3.31現在

支部名	網	わな	第一種	第二種	合 計
桑名	0	17	23	6	46
いなべ	0	19	46	3	68
四日市	0	36	74	5	115
菰野	0	30	23	1	54
鈴鹿	0	4	44	2	50
亀山	0	32	35	1	68
津	0	151	125	6	282
松阪	0	96	104	2	202
多気	0	21	16	0	37
明和	0	3	14	0	17
大台	0	29	32	3	64
伊勢	0	27	79	0	106

支部名	網	わな	第一種	第二種	合 計
鳥羽	0	25	27	1	53
志摩	0	52	42	4	98
南伊勢	0	26	45	0	71
度会	0	10	30	1	41
玉城	0	5	15	1	21
大紀	0	30	15	4	49
名張	0	61	36	2	99
伊賀	0	154	61	5	220
紀北	0	19	14	0	33
尾鷲	0	14	14	0	28
紀南	0	106	100	4	210
合計	0	967	1,014	51	2,032

※ 2種類以上の狩猟登録をした場合、会員種別は第1種、第2種、わな、網の順とする。

新規三重県獵友会会員支援助成金について

今年度は、新規三重県獵友会会員支援助成金事業を実施します。

助成金につきましては、対象者の会員より**狩猟者登録証のコピーと申込書を支部に提出し**、支部で取りまとめて三重県獵友会に提出してください。後日、三重県獵友会より支部へ振込させていただきます。

注意事項

- 初めて三重県獵友会に会員登録された方のみ対象となります。
- 再加入、支部変更などは対象外となります。

助成金額 1人当たり 4,000円

提出書類

- 狩猟者登録証コピー
- 申込書

申込締切期限

令和8年3月20日(金) 県獵到着分まで

(メールにてPDF、FAXにて送付可)

全シリーズが新しくなりました！今までよりも更に使いやすく！

オール塩ビ くくり罠・改^{かい}



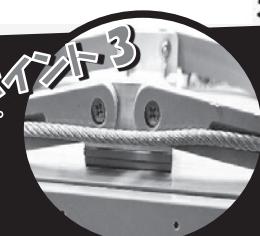
ポイント1

滑り止め＆ツヤ消し!!
動物が踏んだ際に、土が
滑りにくく表面反射除去
で動物の警戒心を除去



ポイント2

紛失防止！
踏板と外枠をロープ
で結合できるよう、
穴加工を追加



ポイント3

罠の感度調整
超高感度↔低感度に
切り替え可能
小動物の誤誤捕獲を緩和



実用新案取得

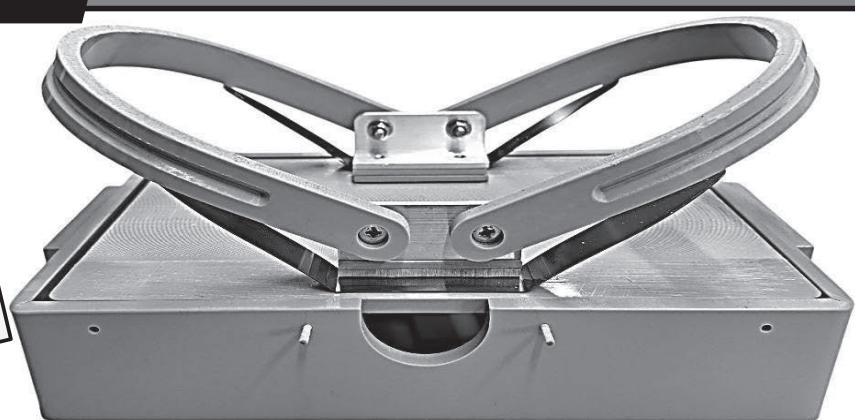
瞬発力の最高到達！

オール塩ビくくり罠
板バネ式

4ヶ所の作用点で全アームを瞬時に
作動させ、迅速なくくり動作を実現!!



板ばねパーツ単品販売ご用意しています。



(株)鎌田スプリング商品販売部

〒322-0026 栃木県鹿沼市茂呂 812-9

TEL:0289-77-7517 FAX:0289-76-1286



オール塩ビ・改



オール塩ビ板バネ式

無線機はルールを守って、 正しく使いましょう。



デジタル簡易無線（登録局）の利用が便利です。

- 個人的な通信や企業等における業務通信に使用可能です。
(狩猟、レジャー、有害鳥獣捕獲やイベント等の事業など様々な通信が可能です。)
- 無線従事者免許の取得が不要です。
- 簡単な登録手続きで使用が可能です。
- 通信相手に制限がありません。
- 無線機の登録人以外の使用（レンタル）が可能です。（要届出）
- 識別信号は無線機が自動で送出します。
(アマチュア無線のようにコールサインを音声で送出する必要はありません。)



※その他、山間部でも比較的つながり易い150MHz帯アナログ簡易無線（免許局）を使用できます。

簡易無線の使用にあたっての手続きについては、
東海総合通信局 無線通信部陸上課（電話052-971-9623）に
お問い合わせください。

社会貢献活動でアマチュア無線が使用できるようになりました。

- ボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等にアマチュア無線を使用することが認められることとなりました。
(令和3年3月10日、電波法関係省令等の改正)
- これにより、鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信にも、アマチュア無線が使用できるようになりました。
ただし次の事項に注意願います。

- 社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動では、アマチュア無線は使用できません。
- 無線従事者免許と、アマチュア無線局免許が必要です。
- 通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインの送出が必要です。
- 使用区別（バンドプラン）を守ることが必要です。
- 電話用チャンネルを使用して下さい。なお、チャンネルは占有できません。

お問い合わせ先：

総務省 東海総合通信局 電波監理部監視調査課

TEL：052-971-9184

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

詳しくは、電波利用
ポータルへ！



2025.04

**狩猟用発信器（ドッグマーカー等）は、
技術基準に適合している「技適マーク」の
表示がある機器をご使用ください！**

電波法で定める技術基準に適合しない狩猟用発信器の電波は、
重要無線や他の無線に妨害を与える場合があります。

 技適マークあり



技適マークなし



列車無線など
を妨害

⚠ 不法電波は罰せられます。

【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機や技適マークがある狩猟用発信器等を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処せられることがあります。(電波法110条)

【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の拘禁刑または250万円以下の罰金に処せられることがあります。(電波法108条の2)

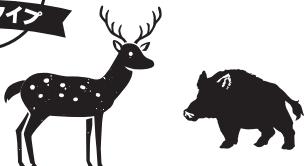
信英式

ワイヤートラップ



12

12cmタイプ



S7 角型

下箱 木製 or スチール
どちらかお選びいただけます

意匠登録 第1409277号
小判型 12cm タイプ

登録番号 第3238221号
軽合金 12cm タイプ

新製品特徴

角にキリカキあり
ワイヤー留めやすい

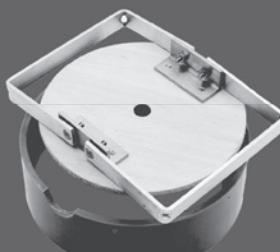
★★★★★
権利申請中
★★★★★

熊錯誤捕獲対策済



S1 真円型

新製品
トラップ四角



S3 長方形 アルミ

※オプション(寒冷地仕様)

松葉ピン



スプリング



下記ワイヤートラップガイドには取り付けができません

S5 小判型 アルミ S6 小判型 スチール

可動部のトラブルの軽減
金属やサビの匂いを野生動物
に察知されにくく

ワイヤーガイドの溝幅をより広くし
たことでクセの付いたワイヤーでも
簡単にセットできます

数回使用した
クセ付きのワイヤーでも
取り付け簡単

サビ対策



S4 小判型 塩ビ



S5 小判型 アルミ



S6 小判型 スチール

- ワイヤーは全種共通!
- 下リング・安全板は
小判型・正方形・
長方形共通!



(有)信英精密

〒399-3701 長野県上伊那郡飯島町田切 3239-151
TEL. 0265-86-5209 FAX. 0265-86-5375

mail info@shineiseimitsu.co.jp
<https://shineiseimitsu.co.jp>



マダニ媒介感染症に注意しましょう！



日本紅斑熱

症状 高熱・頭痛・筋肉痛・倦怠感

痒みや痛みのない全身に広がる皮膚の斑状発赤



↑吸血前の若虫
約 1mm

↑吸血後の成虫
約 5mm

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)

症状 高熱・消化器症状（嘔吐・下痢・腹痛・下血）・頭痛・筋肉痛・意識障害

<畑や野山などに立ちに入る際の注意事項（マダニに咬まれないことが大切！）>

1. つばの付いた帽子、長袖、長ズボン、丈の長い長靴などを着用し、肌の露出を避けましょう。
2. 「イカリジン」や「ディート」という成分を含む虫除け剤に補助的な効果があると言われています。長く畑や野山などに立ち入る際は、使用上の注意に従い使用しましょう。
3. 畑や野山などに立ち入った後は、家の外で服や体をはたき、マダニを落としましょう。
4. 畑や野山などに立ち入った衣服は、すぐに洗濯するか、ビニール袋等に入れ、密封し保管しましょう。
5. 着替えや入浴の際に、吸血したマダニが体に付着していないか確認しましょう。
マダニは毛髪に覆われた部分、頸部や肩、背中、脇の下や下腹部、臀部など目が届きにくい場所を好んで吸血します。

<マダニに咬まれた時の注意事項>

1. マダニに咬まれたときは、マダニをつぶさないように頭部をピンセットではさんで、まっすぐ引き抜いてください。自分でとれないときや、マダニの一部が皮膚に残った時は最寄りの医療機関に相談してください。
2. 受傷後1週間程度は体調の変化に注意してください。上記の症状があれば早急に医療機関を受診してください。

<マダニ媒介感染症>

1. 畑や野山などには原虫や細菌、ウイルスなどの病原微生物を保有するマダニが生息しています。マダニに咬まれた後「日本紅斑熱」や「重症熱性血小板減少症候群」という疾患を発症する事があります。
2. 三重県では伊勢志摩地方を中心に年間50件程度の日本紅斑熱症例が報告されています。また2015年以降は重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の患者も発生しています。
3. これらの疾患の多くはマダニの活動時期に一致し、春から秋にかけて発生します。マダニに咬まれたことに気付かず発症する方もいます。
4. マダニに咬まれても、これらの疾患を発症する可能性は1%に満たないと考えられますが、流行時期に上記の症状があれば、発症した可能性があります。医療機関を受診し、医師にマダニに咬まれた可能性があることを告げましょう。
5. 通常、人から人に感染することはありません。

◎問い合わせ先（詳細については下記連絡先にお問い合わせください）

所属名		電話番号
桑名保健所 鈴鹿保健所 津 保健所 松阪保健所 伊勢保健所	健康増進課	0594-24-3625
		059-382-8672
		059-223-5184
		0598-50-0531
		0596-27-5137

所属名		電話番号
伊賀保健所 尾鷲保健所 熊野保健所	健康増進課	0595-24-8045
		0597-23-3428
		0597-89-6115
四日市市保健所 三重県医療保健部	保健予防課	059-352-0595
	感染症対策課	059-224-2712

※協力：伊勢赤十字病院



大日本猟友会の法人設立八十周年に当たり、今後の百周年を見据えるとともに、近年の狩猟を取り巻く社会状況の変化等も踏まえ、猟友会・狩猟者のあり方や理念等を明記し、構成員（会員）一人ひとりの活動の拠りどころとなる「猟友会憲章」を、令和元年10月16日に制定しました。

猟友会憲章

私たち猟友会は、
全国の猟友と連帯し、狩猟を通じて自然との共生を図り、地域の社会
や人々から信頼・尊敬される存在であることを目指します。

私たち猟友会は、
狩猟関係法令やルールを遵守するとともに、狩猟安全対策と事故防
止に最優先で取り組みます。

私たち猟友会は、
野生鳥獣の適正管理を図るとともに、地域の自治体や社会の要請に
応え、住民の安全確保や農林漁業の被害防止対策に取り組みます。

私たち猟友会は、
狩猟の普及・発展と後継者の育成に努めるとともに、我が国の伝統
ある狩猟文化の研究と保存・継承に努めます。

私たち猟友会は、
自然資源でもある野生鳥獣の尊厳に十分配慮し、その生命を極力無
駄にすることなく利活用するように努めます。

私たち猟友会は、
狩猟の知識・経験を活かし、野生鳥獣に関する調査研究や山岳遭難者
の捜索などに積極的に協力します。

私たち猟友会は、
海外の狩猟団体・狩猟者との交流を深め、我が国の狩猟に関する国際
理解の促進に努めます。